



小型特殊自動車（農耕作業用・その他）の課税について



課税の分類

農耕作業に使用するトラクタや田植え機、運搬作業に使用するフォークリフトなどは、それぞれ特殊自動車に分類されます。

この特殊自動車には、小型特殊自動車と大型特殊自動車があり、それぞれ異なる税金の対象となります。

また、自動車の種別は、道路運送車両法施行規則別表第1で定められており、下表のとおりとなります。

- ・自動車税の課税対象となる小型特殊自動車は、税務課資産税系の窓口にて軽自動車税標識交付の手続きを受け、車両へ取り付けてください。
- ・公道を走行しない（工場内や田畑、私有地でのみしか使用しない）車両、現在使用していない（破損や不使用の状態）車両であっても4月1日時点で所有していた際には当該年度は課税されます。

